

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直し等を行う。
(育児・介護休業法は船員にも適用されるため、厚生労働省と共に国土交通省も所管。)

1. 育児休業期間の再延長

- ・保育所に入れない場合等の例外的な育児休業の延長期間について、現行の「最大1歳6か月まで」を「最大2歳まで」とする。
- ※有期契約労働者の育児休業取得については、2歳到達日までに労働契約が満了することが明らかでないことを要件とする

現行		
原則	1歳まで	—
例外①	1歳6か月まで	1歳到達日後の育児休業が雇用の継続のために特に必要であるものとして次のいずれかに該当する場合 ・保育所等に入れない場合 ・配偶者の死亡等



改正後		
原則	1歳まで	—
例外①	1歳6か月まで	1歳到達日後の育児休業が雇用の継続のために特に必要であるものとして次のいずれかに該当する場合 ・保育所等に入れない場合 ・配偶者の死亡等
例外②	2歳まで	1歳6か月到達日後の育児休業が雇用の継続のために特に必要であるものとして一定の要件(省令事項)に該当する場合

2. 育児休業制度等の個別周知の努力義務(事業主)

- ・育児休業、介護休業制度の対象となる労働者(船員)に対し、制度を個別に知らせることに努めることを明記する。

3. 育児目的休暇を措置することの努力義務(事業主)

- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者(船員)が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを規定する。

スケジュール

閣議:平成29年1月31日

成立:平成29年3月31日

施行:平成29年10月1日